

新たなミュージアムに関する管理運営計画懇談会開催運営等要綱

制定 令和6年 12 月 16 日(副市長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たなミュージアムに関する管理運営計画懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、「(仮称)新たなミュージアムに関する管理運営計画」（以下「管理運営計画」という。）を策定するにあたり、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 新たなミュージアムの管理運営手法に関すること。
- (2) 新たなミュージアムの実施体制等に関すること。
- (3) 新たなミュージアムの年間事業活動計画等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者 10 名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和7年4月1日から管理運営計画策定までの期間とし、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、市民文化局市民文化振興室新たなミュージアム準備担当において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。